

令和 6 年笛吹市議会

第 3 回臨時会議案

笛 吹 市

令和 6 年笛吹市議会第 3 回臨時会会期日程

○会 期 令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金） 1 日間

月 日	曜日	会議名等	開 議 時 間	議 事 等
1 1 月 1 5 日	金	全員協議会	午前 1 0 時	
1 1 月 1 5 日	金	本 会 議	午前 1 1 時	・ 市長所信表明 ・ 議長選挙 ・ 副議長選挙 ・ 各委員会構成 ・ 組合議員等選挙 ・ 追加議案 ・ 質疑・討論・採決

目 次

承認第5号	令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を 求めることについて
議案第124号	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正につ いて
同意第3号	監査委員の選任について

令和6年11月15日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



承認第 5 号

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)の専決処分の承認を
求めることについて

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)について、地方自治法第 179 条
第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求
める。

提案理由

令和 6 年 10 月 27 日に執行された第 50 回衆議院議員総選挙・第 26 回最高裁
判所裁判官国民審査に要する経費について、緊急に補正を行う必要が生じ、令
和 6 年 10 月 9 日当該補正予算を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3
項の規定により本案を提出するものである。

専決第 10 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

笛吹市長 山 下 政 樹



専決処分理由

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)案について、緊急に補正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)について
令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53,007 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,367,050 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	県支出金	2,670,030	45,694	2,715,724
	3 県委託金	132,888	45,694	178,582
19	繰入金	6,454,667	7,313	6,461,980
	2 基金繰入金	6,377,370	7,313	6,384,683
歳 入 合 計		46,314,043	53,007	46,367,050

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,828,882	53,007	5,881,889
	4 選挙費	85,824	53,007	138,831
歳 出 合 計		46,314,043	53,007	46,367,050

議案第 124 号

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部改正について

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例等の一部を改正する
条例

(笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 126 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「第 2 条の 4 第 5 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

第 7 条中「被保険者証又は組合員証及び」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

(笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例(平成 16 年笛吹市条例第 127 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「被保険者証又は組合員証及び」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

(笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例(平成 16 年笛吹市条例第 133 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「医療機関確報に規定する被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

(笛吹市国民健康保険条例の一部改正)

第 4 条 笛吹市国民健康保険条例(平成 16 年笛吹市条例第 135 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 18 年厚生労働省告示第 92 号」を「平成 20 年厚生労働省告示第 59 号」に、「別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の項注 4」を「別表第 1 第 2 章第 2 部第 1 節の往診料の項注 6」に、「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 7」を「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 11」に改める。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第1条中笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第1項第2号の改正規定及び第4条中笛吹市国民健康保険条例第4条第2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の笛吹市国民健康保険条例第4条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。
(笛吹市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、健康保険等の被保険者証が廃止されるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年笛吹市条例第126号)新旧対照表

改正案	現行
(所得制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者とししない。 (1) (略) (2) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくする者の前年の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額)が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。 (3) (略) 2 (略) (受給者証の提示) 第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けたひとり親等(以下「受給者」という。)は、対象者が保険給付を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第7号ウ及びエに規定する者は除く。次条第1項及び第2項において同じ。)に対し、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受け	(所得制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者とししない。 (1) (略) (2) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくする者の前年の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額)が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。 (3) (略) 2 (略) (受給者証の提示) 第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けたひとり親等(以下「受給者」という。)は、対象者が保険給付を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第7号ウ及びエに規定する者は除く。次条第1項及び第2項において同じ。)に対し、医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び

るとともに、受給者証を提示するものとする。

 受給者証を提示するものとする。

【第2条関係】 笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例(平成16年笛吹市条例第127号)新旧対照表

改正案	現行
(受給者証の交付等) 第4条 (略) 2 前項の規定により受給者証の交付を受けた子どもの保護者は、子どもが医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給(以下「保険給付」という。)を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第5号ウ及びエに規定する者を除く。第6条第1項及び第2項において同じ。)に対し、医療保険各法に規定する<u>被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、</u>受給者証を提示するものとする。	(受給者証の交付等) 第4条 (略) 2 前項の規定により受給者証の交付を受けた子どもの保護者は、子どもが医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給(以下「保険給付」という。)を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第5号ウ及びエに規定する者を除く。第6条第1項及び第2項において同じ。)に対し、医療保険各法に規定する<u>被保険者証又は組合員証及び</u> <u>受給者証を提示するものとする。</u>

【第3条関係】 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例(平成16年笛吹市条例第133号)新旧対照表

改正案	現行
(受給者証の提示) 第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。)又はその保護者は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第3項第3号及び第4号に規定するものを除く。次条第3項において同じ。)において療養の給付等を受けようとする場合は、<u>医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、</u>受給者証を提示するものとする。	(受給者証の提示) 第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。)又はその保護者は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第3項第3号及び第4号に規定するものを除く。次条第3項において同じ。)において療養の給付等を受けようとする場合は、<u>医療機関確報に規定する被保険者証又は組合員証及び</u> <u>受給者証を提示するものとする。</u>

【第4条関係】 笛吹市国民健康保険条例(平成16年笛吹市条例第135号)新旧対照表

改正案	現行
(一部負担金) 第4条 (略) 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法 (<u>平成20年厚生労働省告示第59号</u>) <u>別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6</u>又は<u>別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> _____場合は、10万円以下の過料に処する。	(一部負担金) 第4条 (略) 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法 (<u>平成18年厚生労働省告示第92号</u>) <u>別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4</u>又は<u>別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。 第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>場合は、10万円以下の過料に処する。

同意第 3 号

監査委員の選任について

笛吹市監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 笛吹市春日居町別田 487 番地

氏 名 古屋 始芳

生年月日 昭和 22 年 8 月 28 日

提案理由

笛吹市監査委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるため、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、同意を求めるものである。

同意第 3 号 参考資料

議員である者

氏 名 ふるや もとよし
古屋 始芳

生年月日 昭和 22 年 8 月 28 日 (77 歳)

住 所 笛吹市春日居町別田 487 番地

職 業 笛吹市議会議員

(略歴)

平成 24 年 11 月 笛吹市議会議員

平成 28 年 11 月 総務常任委員会委員長

平成 30 年 11 月 議会運営委員会副委員長

令和 4 年 11 月 議長